

議第20号

平成20年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		208,845,000 ^{m³}	
1日最大給水量		632,000	
1日平均給水量		572,000	
期首使用者数		730,500 ^件	
期末使用者数		736,500	
増加見込数		6,000	
主要な建設改良事業 上水道施設整備事業		9,000,000 ^{千円}	水道施設の増強及び整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	31,897,000千円
第1項 営業収益	31,629,912千円
第2項 営業外収益	267,088千円

支 出

第1款 水道事業費用	32,568,000千円
第1項 営業費用	26,635,133千円

第2項 営業外費用	5,902,867千円
第3項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,351,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額363,259千円及び損益勘定留保資金等8,987,741千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 資本的収入	18,739,000千円
第1項 企業債	16,425,900千円
第2項 出資金	799,000千円
第3項 補助金	96,000千円
第4項 工事負担金	688,059千円
第5項 加入金	495,919千円
第6項 基金収入	25,350千円
第7項 基金繰入金	200,000千円
第8項 その他資本的収入	8,772千円

支 出

第1款 資本的支出	28,090,000千円
第1項 建設改良費	9,599,262千円
第2項 企業債償還金	18,436,032千円
第3項 投資	25,350千円
第4項 その他資本的支出	19,356千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のと

おりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設整備事業	平成21年度から平成23年度まで	千円 5,800,000
諸施設整備	平成21年度及び平成22年度	100,000
施設運転管理等業務	平成21年度及び平成22年度	170,000
水道メーター点検業務	平成21年度から平成23年度まで	440,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道施設整備事業費	千円 6,401,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。) 又は消費貸 借の方法に よる。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
公営企業借換債（高金利対策分）	7,991,900			
計	14,392,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
219,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成20年2月29日提出

京都市長 門川大作